

〔論 説〕

共同通信社の配信記事による 名誉毀損と「配信サービスの抗弁」

磯本 典章

〈目次〉

- 第1章 はじめに
- 第2章 アメリカの名誉毀損法の構造
 - 第1節 アメリカにおける不法行為法
 - 第2節 アメリカにおける名誉毀損法
 - 第3節 アメリカにおける名誉毀損の要件の付加
- 第3章 「配信サービスの抗弁」
 - 第1節 「配信サービスの抗弁」の確立
 - 第2節 「配信サービスの抗弁」が認められる根拠
 - 第3節 「配信サービスの抗弁」の要件
- 第4章 「定評のある」通信社
 - 第1節 報道機関として信頼し依存することができる権利
 - 第2節 定評のある通信社の法的意味
- 第5章 日本の名誉毀損法の構造
 - 第1節 日本の不法行為法
 - 第2節 民事上の不法行為責任としての名誉毀損
 - 第3節 相当の理由の認定
- 第6章 「配信サービスの抗弁」に焦点を当てた最高裁判決の検討

- 第1節 最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決
- 第2節 最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決
- 第3節 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決
- 第7章 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決と「報道主体としての一体性」の法的意味
 - 第1節 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の構造
 - 第2節 「報道主体としての一体性」の法的意味
- 第8章 アメリカと日本における報道機関の名誉毀損に関する法構造の相違点
 - 第1節 問題の所在
 - 第2節 「配信サービスの抗弁」の法理の本質
 - 第3節 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の本質
- 第9章 おわりに

第1章 はじめに

本稿の目的は、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任を検討する点にある。

この問題に関しては、三つの最高裁の判決が存在する。最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決⁽¹⁾、最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決⁽²⁾、最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決⁽³⁾である。

しかし、これらの判決は統一的な判断基準を全く示し得てはいなかった。すなわち、最三小判平成14年1月29日においては、この問題に対する論点および問題点を明らかにした。最二小判平成14年3月8日においては、この問題に対する解決への道筋が示された。そして、最一小判平成23年4月28日に至って、この問題に対する的確な判断基準が確立され、加えてこの問題に対する明確な方向性が示された。

従って、この問題を検討するにあたり、これらの三つの判決を並列的に検討することにはあまり意味がない。最一小判平成14年1月29日および最二小判平成14年3月8日は、最一小判平成23年4月28日へ到達する経過の判決である。

筆者はこれまで、三つの最高裁判決の分析をおこなってきた⁽⁴⁾⁽⁵⁾。本稿においては、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事を、そのまま自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任を検討するにあたり、「配信サービスの抗弁」の法理に焦点を当てて考察した。

すなわち、第一に、アメリカの判例法で形成された「配信サービスの抗弁」の法理を検討した。第二に、日本の最高裁判所においてその「配信サービスの抗弁」がどのように評価されて来たかを検証した。

なお、社団法人共同通信社は2010年4月1日に一般社団法人へと移行した。

注

- (1) 最一小判平成14年1月29日民集56巻1号185頁。
- (2) 最二小判平成14年3月8日裁判集民第206号1頁。
- (3) 最一小判平成23年4月28日民集65巻3号1499頁。
- (4) 磯本典章「共同通信社が配信した名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の責任—最高裁における三判決を素材として—」学習院大学大学院法学研究科法学論集第29号139頁以下(2022)。本稿は、学習院大学大学院法学研究科法学論集第29号139頁以下の一部を引用している。
- (5) 磯本典章「共同通信社が配信した名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の責任—最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決民集65巻3号1499頁の検討—」学習院大学大学院法学研究科法学論集第30号1頁以下(2023)。本稿は、学習院大学大学院法学研究科法学論集第30号1頁以下の一部を引用している。

第2章 アメリカの名誉毀損法の構造

第1節 アメリカにおける不法行為法

アメリカの不法行為法の分野では、日本法とアメリカ法との間に逆転した現象を見ることができる⁽⁶⁾。英米の不法行為法は、コモン・ローとして発展してきた。アメリカ不法行為法は、主として各州の判例法からなる。一定の問題に関しては州の制定法がそれを補充する⁽⁷⁾。

アメリカ不法行為法においては、故意による不法接触 (battery)、不法接触未遂 (assault)、不法侵害 (trespass)、過失 (negligence)、厳格責任 (strict liability) といった不法行為の個別的・具体的類型を重視し、個別的にその成立要件や免責事由などを法準則化した⁽⁸⁾。

換言すれば、アメリカ不法行為法においては、それぞれの不法行為類型は存在するが、不法行為の一般原則のようなものは存在しなかった⁽⁹⁾。

今日において、アメリカの不法行為の類型を見てみると、それぞれの類型に応じた要件を展開しているということである。そして、それはそれぞれの類型に応じた具体的に妥当な解決を的確にもたらすという重要な機能を営んでいる⁽¹⁰⁾。

日本の不法行為法においては、漠然たる一般規定である民法709条以下、わずかに17条で成り立っている。それに対して、アメリカ不法行為法リストメントでは、1000条に近い条文により構成されている⁽¹¹⁾。

第2節 アメリカにおける名誉毀損法

1 名誉毀損 (defamation) とは、「評判」を害する「虚偽な声明」の「公表」により発生した被害への救済を与える不法行為法である⁽¹²⁾。

名誉毀損は、歴史的経緯⁽¹³⁾ から口頭による名誉毀損 (slander) と文書による名誉毀損 (libel) とに区分される⁽¹⁴⁾。

ラジオまたはテレビジョンによる名誉を毀損する内容の放送は、それが原稿に依拠したか否かにかかわらず、文書による名誉毀損である⁽¹⁵⁾。

名誉毀損の成立要件に関しては、基本的には、アメリカ各州の判例法や州ごとの制定法による⁽¹⁶⁾。

2 名誉毀損に対する責任発生の要件は以下のとおりである⁽¹⁷⁾。

第1は、他人についての虚偽で名誉を傷つける表現 (statement) である。表現は、事実とは異なる虚偽の表現 (false statement) であることが必要である。表現内容が真実であるならば公表した者は責任を負わない⁽¹⁸⁾。また、表現は他人の評価 (reputation) を害することが必要である。

第2は、第三者への免責されない公表 (publication) である。

第3は、実害 (special harm) の存在である。口頭による名誉毀損は、原則として実害の証明が必要である。例外的に、実害の証明を必要としない口頭による名誉毀損が4つある⁽¹⁹⁾。

文書による名誉毀損は、実害の証明を必要としない⁽²⁰⁾。

3 アメリカの名誉毀損に対する責任発生の要件からすると、通常の名誉毀損は厳格責任 (無過失責任) であり、原告は被告の故意・過失を立証する必要がない⁽²¹⁾。

通常の名誉毀損が厳格責任である点は、名誉毀損を再公表した者 (republisher) の責任も同様である⁽²²⁾。すなわち、第三者によって公表された名誉毀損に当たる事柄を単に引渡した (deliver) 者または送達した (transmit) 者を除いて、名誉毀損に当たる事柄を繰り返した (repeat) 者または再公表 (republish) した者は、あたかもその者が元来それを公表していたかの如く責任を負うこととなる⁽²³⁾。

第三者によって公表された名誉を毀損する事柄を単に引渡した者または送達した者は、それに名誉を毀損する事柄が含まれていることを知っている

場合または知るべき理由がある場合、そしてその場合のみ、責任を負う。ただし、ラジオまたはテレビジョンによる名誉を毀損する事柄を含む放送を行う者は、元来の公表者と同じ責任を負う⁽²⁴⁾。

引渡し (deliver) という用語は、名誉を毀損する事柄を物質的に具現した物の所持・占有 (possession) の移転を指す。それには、第三者によって公表された名誉毀損を含む書籍、新聞、雑誌、文書またはレコードの販売、賃貸、贈与または移転 (transferring) 若しくは配布 (circulating) が含まれる。それには、名誉を毀損する絵画や彫像の同様の取引が含まれる。

送達 (transmit) という用語は、加えて、物理的引渡し以外の方法で名誉を毀損する言葉の伝達 (conveyance) が、たとえば電信会社が電話を接続する場合のように含まれる。

以上のように、アメリカ名誉毀損法では、名誉を毀損する事柄を再公表した者 (republisher) も責任を負うのであり、通信社が名誉毀損に該当する記事を新聞社等に配信した場合、その記事を掲載した新聞社等は再公表者として責任を負うこととなる。

第3節 アメリカにおける名誉毀損の要件の付加

1 アメリカ名誉毀損法による責任発生の要件からすると、通常の名誉毀損は厳格責任 (無過失責任) であり、原告は被告の故意・過失を立証する必要がない⁽²⁵⁾。

しかし、合衆国最高裁判所は、名誉毀損の成立要件に関して、表現の自由や報道の自由を保障するアメリカ合衆国憲法修正第1条の要請により、原告には追加的要件の立証を課すこととした⁽²⁶⁾。

すなわち、被告の落ち度の要件 (fault すなわち故意過失のような主観的要件) である⁽²⁷⁾。

2 原告が公務員 (public official)⁽²⁸⁾ の場合には、合衆国最高裁判所は、そ

の公務に関する名誉を毀損する表現については、その表現に「現実の悪意」(actual malice)が存在することを原告が立証しなければならないとした⁽²⁹⁾。

「現実の悪意」とは、言論の中で摘示された事実の虚偽性について、故意またはそれに準ずるような、極めて故意に近いものを意味する。言い換えれば、表現が虚偽であることについて被告が知っているか、または真実性について大きな疑問を抱きながらその表現をなしていることが必要である。その点で単なる過失では足りないのである⁽³⁰⁾。

原告が公人 (public figure)⁽³¹⁾である場合には、合衆国最高裁判所は、名誉毀損が成立するためには「現実の悪意」の法理が適用されるとした⁽³²⁾。

原告が私人⁽³³⁾であるが、表現内容が公的関心事に関する場合においては、合衆国最高裁判所は、アメリカ合衆国憲法の要請によりコモン・ローの原則が修正されるとした。すなわち、原告は少なくとも過失によって被告が虚偽の表現を公表したことを立証しなければ名誉毀損は成立しないとした⁽³⁴⁾。過失以上にどの程度の要件を課すかは、各州が自由に決めることができる⁽³⁵⁾。

注

(6) 木下毅『アメリカ私法』32頁(有斐閣, 1988)。

(7) 木下・前掲注(6)33頁。

(8) 加藤一郎「日本不法行為法の今日的課題—アメリカ法との比較において」法時36巻5号10頁以下(1964)。

(9) 木下・前掲注(6)32頁。

(10) 加藤・前掲注(8)11頁。

(11) 加藤・前掲注(8)10頁。

(12) 平野晋『アメリカ不法行為法』197頁(中央大学出版会, 2006)。

(13) Restatement (Second) of Torts §568 cmt.b (1977)。

(14) Restatement (Second) of Torts §568 (1977)。

- (15) Restatement (Second) of Torts § 568A (1977).
- (16) 手塚裕之「確認義務化は自己検閲を導く—米国・名誉棄損訴訟における「抗弁」の位置づけ」新研 527 号 49 頁以下 (1995)。
- (17) Restatement (Second) of Torts § 558 (1977). 樺博行『アメリカ民事法入門 第 2 版』238 頁 (勁草書房, 2019 年)。名誉毀損の要件に関しては本書に依拠した。
- (18) Restatement (Second) of Torts § 581A (1977). 樺・前掲注 (17) 239 頁。
- (19) Restatement (Second) of Torts § § 571-574 (1977). 樺・前掲注 (17) 238 頁。
- (20) Restatement (Second) of Torts § 569 (1977). 樺・前掲注 (17) 238 頁。
- (21) 尾島明「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 14 年度 (上) 102 頁, 114 頁 (2005)。
- (22) 紙谷雅子「メディア判例研究：名誉毀損と配信サービスの抗弁」法時 69 卷 7 号 90 頁以下, 91 頁 (1997) において、アメリカにおける再公表による名誉毀損に関して解説されている。
- 東京高判平成 7 年 3 月 29 日判時 1608 号 107 頁コメントにおいては、わが国において「名誉毀損言辞の原公表者のみでなくその再公表者も不法行為責任を負うとするのが原則」と解説されており、Restatement (Second) of Torts § 578 (1977) が述べる内容は日本法においても同様と考えられる。
- (23) Restatement (Second) of Torts § 578 (1977). *Appleby v. Daily Hampshire Gazette*, 395 Mass. 32, 478 N.E. 2d 721, 724 (1985).
- (24) Restatement (Second) of Torts § 581 (1977).
- (25) 尾島・前掲注 (21) 114 頁。
- (26) 尾島・前掲注 (21) 114 頁。手塚・前掲注 (16) 49 頁。
- (27) 尾島・前掲注 (21) 114 頁。
- (28) Restatement (Second) of Torts § 580A cmt.a (1977).
- (29) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964). Restatement (Second) of Torts § 580A cmt.b (1977).
- (30) 樋口範雄『アメリカ憲法』354 頁 (弘文堂, 2011)。
- (31) Restatement (Second) of Torts § 580A cmt.c (1977).

- (32) Curtis Publishing Co. v. Butts, 388 U.S. 130 (1967). 樋口・前掲注 (30) 357 頁。
- (33) Restatement (Second) of Torts §580B (1977).
- (34) Gertz v. Robert Welch, Inc., 418 U.S. 323 (1974). Restatement (Second) of Torts §580B cmt.c (1977). 尾島・前掲注 (21) 116 頁。
- (35) 尾島・前掲注 (21) 116 頁。

第 3 章 配信サービスの抗弁

第 1 節 「配信サービスの抗弁」の確立

以上のごとく、報道の自由や知る権利の観点から、判例法が進展していった。その中で、定評ある通信社が配信した記事を真実であると信じて、そのまま掲載した報道機関には、配信記事の文面上記事が不正確であると考えられる場合を除き、過失がないとする「配信サービスの抗弁」がアメリカ各州で次第に確立していった⁽³⁶⁾。

「配信サービスの抗弁」⁽³⁷⁾は、1933年のレイン事件判決⁽³⁸⁾において初めて導入された。レイン事件判決は、「新聞は、確立した通信社によって新聞社へ報告されたニュースのすべての内容を前もって正しさを証明する義務を独自に引き受けることは不可能である」と述べていた。

そして、たとえば、1985年のアップルバイ事件判決においては、「新聞社が信頼される配信サービスから受け取った内容の正確さを信頼し依存する場合は、新聞社には一般的には過失はないと当裁判所はまさしく判決する」と結論づけている⁽³⁹⁾。

アメリカにおける「配信サービスの抗弁」の法理の採用に関しては、『最高裁判所判例解説⁽⁴⁰⁾』において、「ニューヨーク・タイムズ判決 (1964年) 以前からこれを肯定していることが注目されるが、同判決以後においては、同判決が定立した公務員又は公人に関する報道についての「現実の悪意」論を前提とすれば、公的関心事に関する報道について同抗弁を肯定するのはバ

ランス上自然な判断であると思われる。」と解説されている。

第2節 「配信サービスの抗弁」が認められる根拠

ブラウン事件判決（1988年）⁽⁴¹⁾はアップルバイ事件判決（1985年）を引用して、次のように述べている。「配信サービスの抗弁を立証する合理性とは、地方の報道機関への配信ニュースを独自に確認する義務を置くことは、『時間を要し費用を使うであろう。そして、そのような負担を課すことはより小さな新聞発行社に対し純粋に地域の出来事についての記事に新聞発行社を閉じ込めることを強いることに多分なるであろう。』」

「地方の新聞社に対して配信記事に正確性の確認義務を課すことは、アメリカ合衆国憲法修正第1条に嫌悪を催させる「心配される自己検閲」を生じさせるであろう。」

第3節 「配信サービスの抗弁」の要件

「配信サービスの抗弁」は、名誉毀損における「被告の落度」の要件の存否に関するものである⁽⁴²⁾。

「配信サービスの抗弁」の適用の要件に関しては、ブラウン事件判決（1988年）がネルソン事件判決（1987年）を引用して、次のように述べている。第1は、地方の報道機関が定評のある通信社からの配信物を再公表したことである。第2は、再公表に当たり、実質的な変更を加えていないことである。第3は、地方の報道機関が内容が虚偽であることを実際に知らなかったことである。第4は、配信サービスの文面上においてニュース内容が不正確であるかもしれないという警告を地方の報道機関に示すものがないことである⁽⁴³⁾。

以上の要件が満たされれば、地方報道機関の過失（negligence）が否定される⁽⁴⁴⁾。

注

- (36) 手塚・前掲注 (16) 49 頁。
- (37) 尾島・前掲注 (21) 114 頁。
- (38) Layne v. Tribune Co., 108 Fla. 177, 146 So. 234 (1933).
- (39) Appleby v. Daily Hampshire Gazette, 395 Mass. 32, 478 N.E. 2d 721, 727 (1985).
- (40) 尾島・前掲注 (21) 116 頁。
- (41) Brown v. Courier Herald Pub. Co., Inc., 700 F. Supp. 534, 537 (S. D. Ga. 1988).
- (42) 尾島・前掲注 (21) 115 頁。
- (43) 前田陽一「判批」判タ 940 号 81 頁, 86 頁 (1997)。
- (44) 前田・前掲注 (43) 86 頁。

第 4 章 「定評のある」 通信社

第 1 節 報道機関として信頼し依存することができる権利

「配信サービスの抗弁」の成立要件として、4 要件があげられている。この要件の中で、最も要となるのが、通信社の「定評のある」(reputable) という要件である。それでは、「定評のある」という用語の法的意味はどのようなものであろうか。

この点に関して明確に判示しているのがネルソン事件判決 (1987 年)⁽⁴⁵⁾ であり、次のように述べている。

「当裁判所はアップルバイ事件における裁判所の分析を心底採用する。そして、同様に当裁判所は原告が主張する「確認義務」(duty-to-verify) を拒絶する。」

「結局、問題点は被告が AP 通信社を信頼し依存しなければならないかではない。被告が AP 通信社を信頼し依存する「権利」を有しているか否かである。」(After all, the question is not whether the Defendants have to rely on AP, but whether they have a *right* to.)

「配信サービスの抗弁は完全にアメリカ合衆国憲法修正第1条とともにある。すなわち、修正第1条は人々が欲するニュースを公にするために過失のない (non-negligent) 間違いを時折許容する。」

つまり、報道機関には、通信社の配信記事を信頼する、報道機関としての「権利」が認められているのである。⁽⁴⁶⁾

ネルソン事件判決は、「配信サービスの抗弁」の本質についての確に述べている。ネルソン事件判決の意味するところは、次のようなものである。

すなわち、通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま掲載した報道機関の法的責任の本質は、報道機関の確認義務にあるのではない。つまり、原告に対する報道機関の義務違反の存否の問題ではない。報道機関の法的責任の核心は、報道機関が通信社を信頼し依存する「権利」を有しているか否かにある。

第2節 定評のある通信社の法的意味

そうであるならば、通信社の配信記事を信頼する報道機関としての「権利」とは法的に何を意味するのであろうか。そして、逆に、報道機関が「権利」を有するのであれば、通信社に課された義務とは何であらうか。

通信社から配信を受けて自己の新聞に記事を掲載した報道機関とその記事により名誉を毀損された者との法的関係は、アメリカの不法行為法（名誉毀損法）の問題である。

それに対して、記事を配信した通信社とその記事を掲載した報道機関との法的関係は信認関係、つまりフィデュシャリー (fiduciary) の関係⁽⁴⁷⁾である。

信認関係とは、一方が他方を信認し、あるいは他方に依存し、他方は自らに依存している相手方に対しその利益を図る義務を負うような関係一般をさすものである⁽⁴⁸⁾。具体的には、信託の受託者と受益者の関係、医師と患者の関係、辯護士と依頼人の関係等が例として挙げられる⁽⁴⁹⁾。

信認関係の特色は以下の通りである⁽⁵⁰⁾。第1は、信認関係を結ぶか否か

については、選択の自由がある。第2は、信認関係の内容については、一定の選択の自由がある。第3は、信認関係においては、受任者が裁量権を持ち、彼が信託違反をしない限り、原則として受益者には何ら発言権がない。第4は、信認関係においては、受任者は受益者の利益を図らねばならない義務を負う。従って、信認関係と契約関係とは相違する。

つまり、通信社が報道機関の利益を図らねばならない義務を負うということであるならば、記事を配信した通信社とその記事を掲載した報道機関とが信認関係にあるということになる。それならば、報道機関が定評のある通信社から配信された記事を掲載する場合には通信社を信認してよいのであって、つまり、報道機関は通信社を信頼し依存する「権利」を有しているのであり、当該記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、原則として報道機関は損害賠償義務を負わないこととなる。

従って、定評のある通信社とは、報道機関との間に法的に信認関係の成立する通信社という意味である。単なる契約関係の成立する通信社という意味ではない。「配信サービスの抗弁」の問題の核心は、通信社と報道機関との間の信認関係、すなわち報道機関が通信社を信頼し依存する「権利」の存否にある。

注

(45) Nelson v. Associated Press, Inc., 667 F. Supp. 1468, 1480 (S.D. Fla. 1987). ネルソン事件判決は、right を have a *right to* と表記して強調している。

(46) 手塚・前掲注(16) 50頁。

(47) 樋口範雄『フィデユシャリー[信認]の時代 信託と契約』28頁(有斐閣, 1999)。

(48) 樋口・前掲注(47) 28頁。

(49) 樋口・前掲注(47) 28頁。

(50) 樋口・前掲注(47) 38頁, 246頁「2 信託と契約の相違, 信認関係と契約関係の相違」。

第5章 日本の名誉毀損法の構造

第1節 日本の不法行為法

日本の不法行為法は、民法709条の一般規定を中心として、包括的な単一の不法行為という構成を採用している⁽⁵¹⁾。

民法714条以下には、特殊の不法行為と言われる規定が存在する。しかし、これは一般の不法行為に対する例外的な場合をあげたものである。必ずしも不法行為の類型を示したものとはいえない⁽⁵²⁾。

日本の不法行為法が故意過失と権利侵害という幅の広い一般的要件を示していることは、要件が漠然としているために、実際には必ずしも幅広く救済が与えられたとはいえなかった⁽⁵³⁾。

日本の不法行為に関しては、多大な判決例の集積がある。しかし、これに関する民法の規定は十数箇条のみである。従って判決例または判例によって創り出された準則が民法の規定と等しい程度の役割を果たす⁽⁵⁴⁾。

従って、不法行為法は判例法であると言ってよい⁽⁵⁵⁾。

第2節 民事上の不法行為責任としての名誉毀損

名誉は、代表的な人格的利益であり、その侵害（毀損）が不法行為になることは民法710条の列挙や民法723条から見ても明らかである。名誉毀損で侵害される利益（権利）とは客観的な社会的評価である⁽⁵⁶⁾。

名誉を毀損する行為は、しばしば、表現の自由や報道の自由ないし市民の知る権利とかかわるため、衝突する保護法益間の調整が不可欠となる⁽⁵⁷⁾。

そのため、名誉毀損について特別の規定を有する刑法を参照して、判例や学説によって独自の判断基準が形成されている⁽⁵⁸⁾。

民事上の不法行為としての名誉毀損に関しては、最高裁は次のように判決して判例法を形成した⁽⁵⁹⁾。

「民事上の不法行為責任たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、不法行為は成立しない。」

第3節 相当の理由の認定

報道の自由にかかわる新聞やテレビ等のマスメディアによる報道の場合、公共の利害の要件や公益目的の要件は充足されていると考えられやすい⁽⁶⁰⁾。

そして、捜査当局の公式発表や刑事判決の事実認定に依拠した場合は相当の理由が肯定される。しかし、それ以外には、類型的に常に相当の理由が肯定されるということはない。個別の事案に即して判断するというものである⁽⁶¹⁾。

このように、判例理論は相当の理由をかなり厳格に判断している。相当の理由が肯定されるためには、原則として報道機関による詳細な裏付け取材を必要とする⁽⁶²⁾。

第4節 新聞社における相当の理由の存否

共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま掲載した新聞社の法的責任に関する問題は、他人が取材し執筆した記事を、自分で何らの裏付け取材をすることなくそのまま公表した者につき、相当の理由を肯定することができるかという問題である⁽⁶³⁾。

従来判例に従うならば、通信社の配信記事を基本的にそのまま掲載した新聞社については、相当の理由を肯定することはできない。配信記事の真実性が立証されない限り、新聞社は配信記事掲載による名誉毀損の責任を常に

負うこととなる⁽⁶⁴⁾。

そこで、学説上、提唱されたのが、いわゆる「配信サービスの抗弁」の法理である⁽⁶⁵⁾。「配信サービスの抗弁」とは、「報道機関が定評ある通信社から配信された記事を実質的な変更を加えずに掲載した場合に、その掲載記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、配信記事の文面上一見してその内容が真実でないと分かる場合や掲載紙自身が誤報であることを知っている等の事情がある場合を除き、当該他人に対する損害賠償義務を負わないとする法理」⁽⁶⁶⁾をいう。

この「配信サービスの抗弁」の法理によれば、通信社が免責されるか否かにかかわらず、配信記事を掲載した新聞社は原則として免責される⁽⁶⁷⁾。この点が争点となったのが、最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決及び最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決である⁽⁶⁸⁾。

以上の問題を解明するために、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任に関して、「配信サービスの抗弁」の法理の観点から、最高裁が判決した上記の二判決に加え最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決を検討する。

注

(51) 加藤・前掲注(8)10頁。

(52) 加藤・前掲注(8)10頁。

(53) 加藤・前掲注(8)10頁。

(54) 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』2頁(弘文堂,1992)。

(55) 大村敦志『不法行為判例に学ぶ 社会と法の接点』1頁(有斐閣,2011)。

(56) 内田貴『民法Ⅱ債権各論(第3版)』370頁(東京大学出版会,2011)。

(57) 内田・前掲注(56)371頁。

(58) 内田・前掲注(56)371頁。

(59) 最一小判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁。

- (60) 内田・前掲注 (56) 371 頁。
- (61) 尾島・前掲注 (21) 124 頁。
- (62) 尾島・前掲注 (21) 124 頁。
- (63) 武藤貴明「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 23 年度 (上) 417 頁,423 頁 (2014)。
- (64) 武藤・前掲注 (63) 423 頁。
- (65) 武藤・前掲注 (63) 423 頁。
- (66) 最三小判平成 14 年 1 月 29 日民集 56 卷 1 号 185 頁, 191 頁。
- (67) 武藤・前掲注 (63) 423 頁。
- (68) 武藤・前掲注 (63) 423 頁。

第 6 章 「配信サービスの抗弁」に焦点を当てた 最高裁判決の検討

第 1 節 最高裁平成 14 年 1 月 29 日第三小法廷判決

1 事実の概要

X は、妻に対する殺人未遂事件の被疑者として昭和 60 年 9 月 11 日に逮捕された者である。社団法人共同通信社（被上告補助参加人）は、昭和 60 年 9 月 17 日、X が昭和 53 年ころ自宅に大麻を所持しており、警視庁特捜本部がこれを突き止めた旨の記事を配信した。

Y 1・Y 2（以下、「Y ら」という。契約社）は、配信記事を昭和 60 年 9 月 18 日付けの新聞紙上に、クレジットを付することなく、ほぼそのままの形で掲載した。

X は、共同通信社が Y らに配信し、Y らの発行する各新聞紙上に掲載された記事が、X の名誉を毀損するものであるとして、Y らに対して不法行為に基づく損害賠償を請求した。

- 2 東京地判平成 6 年 4 月 27 日民集 56 卷 1 号 185 頁,198 頁

「信頼性の高い通信社から記事の配信を受けていたことのみをもって、記事の掲載、報道につき何ら責任を負わないとする合理的理由はない。」

一審判決は、「配信サービスの抗弁」を否定した⁽⁶⁹⁾。

3 東京高判平成7年3月29日民集56巻1号185頁,205頁

「共同通信社は、多数の報道機関の加盟するわが国の代表的な通信社であり、人的物的に取材対象も整備され、その配信記事の信頼性は高く評価され、その内容の正確性については一審被告共同通信社がもっぱら責任を負い、加盟報道機関は裏付け取材を要しないものとする前提の下に報道体制が組み立てられているものであるところ、このような報道体制には相当の合理性が認められるのであるから、一般的にいて、一審被告共同通信社からの配信記事について、Yらが真実であると信頼することについては、相当な理由があるものといえることができる。」

二審判決は、「配信サービスの抗弁」を肯定した⁽⁷⁰⁾。

4 最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決

「社会の関心と興味を引く私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とする分野における報道については、・・・取材のための人的物的体制が整備され、一般的にはその報道内容に一定の信頼性を有していると考えられる通信社からの配信記事であっても、我が国においては当該配信記事に摘示された事実の真実性について高い信頼性が確立しているということとはできない」。

「現時点においては、・・・当該掲載記事が上記のような通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもってしては、・・・当該新聞社に同事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとは認められない」。

「仮に、その他の報道分野の記事については、いわゆる配信サービスの抗弁・・・法理を採用しうる余地があるとしても、私人の犯罪行為等に関する

報道分野における記事においては、そのような法理を認め得るための、配信記事の信頼性に関する定評という一つの重要な前提が欠けている」。

本判決は、社会の関心と興味を引く私人の犯罪行為やスキャンダル等の報道については、その報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても、配信記事に摘示された事実の真実性について高い信頼性が確立しているということとはできないとした上で、このような場合には従来の判例の枠組みで判断すべきであるとした⁽⁷¹⁾。

本判決は、傍論であるとはいえ、「配信サービスの抗弁」という用語を最高裁として初めて用い、事案によってはこれを認めるべきかどうか検討の余地がありうるとの含みをもたせた⁽⁷²⁾。

第2節 最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決

1 事実の概要

本判決と最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決とは、共同通信社による同一の配信記事の事案に関するものである。

共同通信社が昭和60年9月17日に配信したところのXが自宅で大麻を以前に所持していたことがあるという同一の記事について、その配信記事を掲載したY（加盟社）に対してXが損害賠償を請求した。

それに対して、Yは、記事の内容は真実であり、仮にそうでないとしても、わが国を代表する共同通信社から配信された記事であるから、これを真実と信ずるについて相当の理由があったと主張した。

2 東京地判平成7年7月26日判タ923号219頁、222頁

「本件記事が・・・共同通信社という国際規模の通信社からの配信記事に基づき、Yが本件記事を掲載したこと・・・との事情もあるのである。」「これらを総合すると、本件記事の掲載は、違法とまでは到底いえない」。

一審判決は、「配信サービスの抗弁」を肯定した⁽⁷³⁾。

3 東京高判平成7年12月25日判タ923号219頁

「正確性ないし信頼性があることについて定評のある通信社の配信ニュースに基づいて、新聞等報道機関が新聞記事を作成して掲載する場合、その配信ニュース内容が社会通念上不合理なもの、あるいはその他の情報に鑑みてこれを虚偽であると疑うべき事情がない限り、その真実性を確認するために裏付け取材をする注意義務はないものと解すべきであり、仮に、右配信されたニュース内容が真実に反し、特定人の名誉や信用を害する結果となっても、報道機関には、配信ニュースが真実を伝えるものであると信じるについて相当な理由があり、過失がないものというべきである。」

二審判決は、「配信サービスの抗弁」を肯定した⁽⁷⁴⁾。

4 最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決

「本件のような場合には、掲載記事が一般的には定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできないというべきである（最高裁平成7年（オ）第1421号同14年1月29日第三小法廷判決・裁判所時報1308号9頁参照）。」

本判決は、結論的には、4対1の賛成多数で、定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできないと判示した。理由付けは、2対2に分かれた⁽⁷⁵⁾。

福田裁判官・亀山裁判官の意見は、新聞社が共同通信社のクレジットを付していない場合は、新聞社は免責されないとするものである。

北川裁判官（河合裁判官が同調）の意見は、新聞社（加盟社）が共同通信社の相当の理由を援用するという理論を提唱するものである。この意見は、「配信サービスの抗弁」とは異なり、通信社に相当の理由が認められる場合

に限って、新聞社の免責が認められるとするものである⁽⁷⁶⁾。

根谷裁判官の反対意見は、「配信サービスの抗弁」を肯定した。しかし、その理論構成は、この法理を肯定するこれまでの下級審裁判例とは異なり、相当の理由という責任阻却事由を問題とする従前の判例の枠組みではない。「配信サービスの抗弁」を憲法 21 条を根拠とした特別な違法性阻却事由として理解すべきであるとする⁽⁷⁷⁾。

第 3 節 最高裁平成 23 年 4 月 28 日第一小法廷判決

1 事実の概要

X は東京女子医科大学付属研究所に勤務していた医師である。Y 1・Y 2・Y 3（以下、「Y ら」という。加盟社）は新聞社である。Y らは、平成 14 年 7 月 5 日、東京女子医科大学病院において、X が装置の操作を誤ったことにより患者を死亡させたとする記事を各社の発行する新聞に掲載した。X は、Y らの発行する各新聞に掲載された通信社からの配信に基づく記事によって名誉を毀損されたと主張して、共同通信社及び Y らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

2 東京地判平成 19 年 9 月 18 日判タ 1279 号 262 頁

「取材のための人的物的体制が整備され、一般的にはその報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても、我が国においては当該配信記事に摘示された事実の真実性について高い信頼性が確立しているということとはできない（最高裁平成 7 年（オ）第 1421 号同 14 年 1 月 29 日第三小法廷判決，最高裁平成 8 年（オ）第 852 号同 14 年 3 月 8 日第二小法廷判決参照。）」

「したがって、定評ある通信社である被告共同通信社からの配信を受けたことなどを理由としてその内容を真実であると誤信することにつき相当の理由があるということとはできないから、この点に関する被告新聞社らの主張は

採用できない。」

一審判決は「配信サービスの抗弁」を認めなかった⁽⁷⁸⁾。

3 東京高判平成 21 年 7 月 28 日判タ 1304 号 98 頁

Yらは、一審において「配信サービスの抗弁」を主張していたが、二審ではこの主張を撤回した。そのため、二審では「配信サービスの抗弁」は一切問題とされていない。

本判決の結論は「配信サービスの抗弁」を認めたものではない⁽⁷⁹⁾

4 最高裁平成 23 年 4 月 28 日第一小法廷判決

「新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、少なくとも、当該通信社と当該新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、当該新聞社は、当該通信社を取材機関として利用し、取材を代行させたものとして、当該通信社の取材を当該新聞社の取材と同視することが相当であって、当該通信社が当該配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるのであれば、当該新聞社が当該配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情のない限り、当該新聞社が自己の発行する新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由があるというべきである。」

「通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価すべきか否かは、通信社と新聞社との関係……等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」

本判決は、記事の真実性が立証されない場合は、通信社が免責されるときに限って、裏付け取材をしていない新聞社も免責されうるという考え方を示したものである⁽⁸⁰⁾。

通信社の免責の可否にかかわらず原則として新聞社を免責する考え方、すなわち「配信サービスの抗弁」を採用したものではない⁽⁸¹⁾。

注

(69) 尾島・前掲注(21) 109頁。

(70) 尾島・前掲注(21) 109頁。尾島解説における「配信サービスの抗弁」を肯定する裁判例とは、「既存の判例法理に沿いつつ同行弁を採用したのと実質的に同じ結論を導くものを含む」ものである。

(71) 尾島・前掲注(21) 126頁。

(72) 尾島・前掲注(21) 127頁。

(73) 尾島・前掲注(21) 109頁。

(74) 尾島・前掲注(21) 109頁。判時1785号38頁コメントは、本判決は、「配信記事に基づく報道システムが地方の報道機関にとって不可欠であり報道の自由に資するものであるとの根拠から、地方紙に記事についての裏付け取材の義務を課するのは不相当であり、定評のある通信社からの配信記事をそのまま掲載した地方紙には「相当の理由」があり、過失がないというものであ」と述べる。

(75) 武藤・前掲注(63) 425頁。

(76) 武藤・前掲注(63) 426頁。

(77) 判時1785号38頁コメント。

(78) 判タ1279号262頁コメント。

(79) 判タ1304号98頁コメント。

(80) 武藤・前掲注(63) 431頁。

(81) 判時2115号50頁コメント。

第7章 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の構造と 「報道主体としての一体性」の法的意味

第1節 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の構造

本判決は、その冒頭で、本件が通信社の配信記事から生じた問題であり、まずは表現の自由や国民の知る権利の観点から把握されるべきである点を確認している。本判決は問題の本質を的確に捉えた判断となっている。

その上で、本判決は、新聞社が掲載した共同通信社の配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かは、「通信社と新聞社との関係」を考慮して判断すべきであるとする。

そして、「通信社と新聞社との関係」とは、本件においては、通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価できる場合であるか否かであるという。

すなわち、本判決は、通信社が免責されれば、当然に新聞社も免責されるとしたものではない。報道主体としての一体性を免責要件としている⁽⁸²⁾。

第2節 「報道主体としての一体性」の法的意味

1 それでは、本判決における「報道主体としての一体性」という免責要件は、どのような法的性質を有するのであろうか。

共同通信社と新聞社との法的関係すなわち契約関係において、報道主体としての一体性がある場合とは、共同通信社と新聞社とが加盟契約にある場合であり、その法的性質は組合契約（民法667条）である。

報道主体としての一体性がない場合とは、共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結している場合であり、その法的性質は委任契約（民法643条）（準委任契約）である⁽⁸³⁾。

2 共同通信社と新聞社が加盟契約、すなわち組合契約を締結している場合は、新聞社は共同通信社の取材を新聞社の取材と同視することが相当である。

その場合、共同通信社が配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるのであれば、新聞社は新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由があるというべきである。

ただし、新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない⁽⁸⁴⁾。

共同通信社が配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がないのであれば、新聞社は新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由がないというべきである。

しかし、組合の債務は、組合員が個々人としてではなく全員共同してなした行動によって発生したものであり、対外的には一つの団体行動とみられるのであるから、組合員全員の共同の債務とみるべきであり、一つの団体的債務とみてよい⁽⁸⁵⁾。つまり、共同通信社の債務となる⁽⁸⁶⁾。

3 共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結している場合、すなわち委任契約（準委任契約）を締結している場合は、共同通信社からの配信記事については、取材をするにあたって新聞社が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、新聞社はこれに依存することができる法的地位にある。委任契約は信頼関係を基礎とし、共同通信社は善管注意義務を負う。

その場合、共同通信社が配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるのであれば、新聞社はその期待により、その摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由があるといえるのであり、その事実摘示行為について必要な注意義務が尽くされたこととなる。

ただし、記事配信契約を締結した新聞社が配信記事に摘示された事実の真

実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない⁽⁸⁷⁾。

共同通信社が配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がない場合においても、新聞社は、共同通信社が取材をするにあたって新聞社が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、これに依存することができるのである。

その結果、新聞社は共同通信社に対する期待により、その摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由があるといえるのであり、その事実適示行為について必要な注意義務が尽くされたこととなる。そのため、記事配信契約を締結した新聞社は損害賠償責任を負わない。

ただし、記事配信契約を締結した新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない⁽⁸⁸⁾。

注

(82) 判時 2115 号 50 頁コメント。

(83) 磯本・前掲注 (5) 16 頁。

(84) 磯本・前掲注 (5) 21 頁。

(85) 加藤一郎ほか編『注釈民法 (17)』63 頁〔品川孝次〕(有斐閣, 1969)。

(86) 磯本・前掲注 (5) 22 頁。

(87) 磯本・前掲注 (5) 23 頁。

(88) 磯本・前掲注 (5) 24 頁。

第8章 アメリカと日本における報道機関の 名誉毀損に関する法構造の相違点

第1節 問題の所在

定評のある通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任を検討するにあたり、アメリカの裁判所が採用する「配信サービスの抗弁」の法理と、日本の従来判例理論である「相当の理由」、とりわけ最一小判平成23年4月28日が示した法理とは、どのような法的構成の違いがあるであろうか。

第2節 アメリカの「配信サービスの抗弁」の法理の本質

1 「配信サービスの抗弁」の適用の要件は次のようなものである。第1は、地方の報道機関が定評のある通信社からの配信物を再公表したことである。第2は、再公表に当たり、実質的な変更を加えていないことである。第3に、地方の報道機関が内容が虚偽であることを実際に知らなかったことである。第4に、配信サービスの文面上においてニュース内容が不正確であるかもしれないという警告を地方の報道機関に示すものがないことである。

以上の要件が満たされれば、地方報道機関の過失（negligence）が否定される⁽⁸⁹⁾。

2 「配信サービスの抗弁」の成立要件の中で、最も要となるのが、通信社の「定評のある」（reputable）という要件である。

定評のある通信社とは、報道機関との間に法的に信認関係の成立する通信社という意味である。単なる契約関係の成立する通信社の意味ではない。

従って、通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま掲載した報道機関の法的責任に関する問題の本質は、報道機関の確認義務にあるので

はない。すなわち、原告に対する報道機関の義務違反の存否はこの問題の本質ではない。報道機関の法的責任の問題の本質は、報道機関が通信社を信頼し依存する「権利」を有しているか否かにある。

「配信サービスの抗弁」の法理は、報道機関の法的責任の判断の核心を、原告と報道機関との不法行為の問題から報道機関と通信社との信認関係の問題へと転換させたのである。

第3節 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の本質

1 最一小判平成23年4月28日は、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任に関して、明確な判断基準を示した。

本判決は、新聞社が掲載した共同通信社の配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由に関しては、「通信社と新聞社との関係」を考慮して判断すべきであるとする。そして、「通信社と新聞社との関係」とは、本件では通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価できる場合であるか否かであるという。すなわち、本判決は、報道主体としての一体性を免責要件としている⁽⁹⁰⁾。

2 通信社と新聞社との法的関係において、報道主体としての一体性がある場合とは、共同通信社と新聞社とが加盟契約にある場合であり、その法的性質は組合契約である。委任における受任者の権利義務の規定（民法644条から民法650条まで）は、組合の業務を決定し、又は執行する組合員について準用される（民法671条）。組合の業務を決定し、又は執行する組合員については、善管注意義務をもって組合事務を行う義務を負う。その基礎にあるものは、共同通信社（事業執行者）と新聞社等（組合員）との信頼関係である。

通信社と新聞社との法的関係において、報道主体としての一体性がない場

合とは、共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結している場合であり、その法的性質は委任契約（準委任契約）である。委任契約は信頼関係を基礎とする契約である。

本件は「通信社と新聞社との関係」において報道主体としての一体性のある場合であるから、組合契約から共同通信社の善管注意義務が導き出され、そこから新聞社の相当の理由の存否が判断される。

「通信社と新聞社との関係」において報道主体としての一体性のない場合であるならば、委任契約から共同通信社との信頼関係が導き出され、そこから新聞社の相当の理由の存否が判断される。

3 以上のように、本判決の判示する「通信社と新聞社との関係」とは、通信社と新聞社との信頼関係の存否を意味する。つまり、本判決は、新聞社が掲載した共同通信社の配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かは、通信社と新聞社との信頼関係の存否にあるとする。

従って、最一小判平成 23 年 4 月 28 日は、新聞社の法的責任の判断の核心を、原告と新聞社との不法行為の問題から新聞社と共同通信社との信頼関係の問題へと転換させたのである。

注

(89) 前田・前掲注 (43) 86 頁。

(90) 判時 2115 号 50 頁コメント。

第 9 章 おわりに

本稿は、共同通信社から配信された他人の名誉を毀損する記事をそのまま掲載した新聞社の法的責任に関して検討した。その際、アメリカの判例法である「配信サービスの抗弁」に焦点を合わせて検討を行った。

定評のある通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事をそのまま掲載した報道機関の法的責任を検討するにあたり、アメリカの裁判所が採用する「配信サービスの抗弁」は、通信社と新聞社との信認関係の存否により判断する。単なる契約関係の存否ではない。

最一小判平成 23 年 4 月 28 日は、「通信社と新聞社との関係」、すなわち通信社と新聞社との報道主体としての一体性による信頼関係の存否により判断する。

アメリカも日本も、通信社と報道機関・新聞社との間の信認関係・信頼関係により判断しているのであり、結果的には、アメリカの「配信サービスの抗弁」に関する裁判例と最一小判平成 23 年 4 月 28 日とは、類似した法的構成を採用したといえる。

アメリカの判例法である「配信サービスの抗弁」は、報道の自由や知る権利の観点からして、極めて魅力的な法理ではある。しかし、アメリカと日本とでは法制度が異なる。

最一小判平成 23 年 4 月 28 日は、「配信サービスの抗弁」をわが国に直接に採用することをしなかった。本判決は、わが国の従来のものである名誉毀損に関する判例理論を前提にしながら、「配信サービスの抗弁」の法理をわが国において採用した場合に近い効果をもたらす法解釈を構築した。

加えて、本判決はこの問題に対する明確な方向性を示したのである。

お礼

本稿執筆にあたり、共同通信社法務室の土方健男氏および高井雅司氏より資料のご提供をいただきました。共同通信社および共同通信社法務室の方々へ感謝申し上げます。

(学習院大学大学院法学研究科博士後期課程修了・法学博士)